

○美咲町営火葬場の管理及び運営に関する規則

平成21年12月22日

規則第43号

美咲町営火葬場の管理及び運営に関する規則（平成17年美咲町規則第110号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、美咲町営火葬場設置及び管理に関する条例（平成17年美咲町条例第178号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、美咲町営火葬場の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 美咲町営火葬場（以下「火葬場」という。）に、場長その他の必要な職員を置く。

（職務）

第3条 場長は、上司の命を受けて、火葬場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。場長は、美咲町役場住民税務課長が兼任するものとする。

2 職員は、上司の指揮監督を受けて、その職務上の命令に従い担当事務を処理する。職員は、美咲町役場住民税務課職員が兼任し、又は、臨時職員を充てるものとする。

（使用時間）

第4条 火葬場の使用時間は、午前9時から午後5時45分までとする。ただし、死体、死胎又は改葬遺体の搬入は、午後4時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、それぞれ時間を延長することができる。

（休業日）

第5条 火葬場の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日までの期間
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が定める日

（使用の許可の申請）

第6条 火葬場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、特別の理由のない限り使用の前日までに、火葬場使用許可申請書を町長に提出しなければならない。

（使用の許可）

第7条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、火葬場使用許可書を使用者に交付する。

（火葬の順序）

第8条 火葬は、条例第3条の順序による。ただし、町長が感染症予防上その他特に必要と認めるときは、その順序を変更することができる。

（使用の受付）

第9条 使用者は、火葬に付する前に第7条の火葬場使用許可書並びに死体埋火葬許可証、死胎埋火葬許可証又は改葬許可証を場長に提出しなければならない。

(火葬済証)

第10条 場長は、火葬が終了したときは死体埋火葬許可証、死胎埋火葬許可証又は改葬許可証にその年月日時分を記入し、その書類を使用者に返還するものとする。

(火葬済証明書)

第11条 使用者は、前条の書類を紛失、汚損又は破損した場合には、火葬済証明申請書(様式第1号)を場長に提出し、火葬済証明書(様式第2号)の交付を受けることができる。

(使用料の減免手続)

第12条 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書(様式第3号)にその他必要な書類を添えて使用許可の申請と同様に提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行い、その適否を決定し、火葬場使用料減免承認(不承認)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付手続)

第13条 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、火葬場使用料還付申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行い、その適否を決定し、火葬場使用料還付決定(否決)通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(火葬台帳)

第14条 町長は、火葬台帳を備え、使用者の住所氏名、死亡者名その他必要事項を登載するものとする。

(遺骨の処理)

第15条 条例第4条による遺骨の処理をしないことを火葬の前後を問わず申請者(遺族及び関係者代表)が申し出る場合、遺骨処理申出書(様式第7号)(以下「申出書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申出書の提出が無い場合、町長は遺骨を火葬場内又は納骨堂等において一時保管し、相当期間経過した後は適宜処理を行うことができる。

ただし、行路死亡人等の場合であって、引取人が不明である場合はこの限りでない。

(分骨の証明)

第16条 使用者は、焼骨の分骨を埋蔵し、又は収蔵を委託しようとするときは、火葬に付する前に分骨証明申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その焼骨の分骨の事実を証する分骨証明書(様式第9号)を事実を確認した後に交付するものとする。

(入場の制限等)

第17条 町長は、火葬場を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ

の入場を制限し、若しくは退場を命じ、又はその使用を中止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 火葬場の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 条例又はこの規則に違反しているとき。
- (4) 場長の指示に従わないなど火葬場の管理運営に支障があると認められるとき。

(金銭等の贈与禁止)

第18条 使用者は、火葬場の業務に従事する職員等に直接又は間接に金銭又は物品を贈与してはならない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、火葬場の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月6日規則第33号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日規則第10号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月19日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日規則第19号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

年 月 日

美咲町長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

火葬済証明申請書

下記のとおり、火葬済証明書の交付を申請します。

記

- 1 死亡者の氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 火葬場所 美咲町営火葬場
- 4 使用目的
- 5 理由 紛失 ・ 汚損 ・ 破損

様式第3号(第12条関係)

火葬場使用料減免申請書						
次により、火葬場の使用料を減免くださるよう美咲町営火葬場設置及び管理に関する条例第6条第2項の規定により申請します。						
使用区分		1 死体 2 死産児・その他		町	内・外	
物件内訳	死体	氏名			性別	男・女
		生年月日	年 月 日生			
		住所				
	死産児・その他	1 死産児		2 その他物件		()
火葬場の使用日時		年 月 日		午前 午後	時 分	
申請の理由		1 条例第6条第1項第1号該当 2 条例第6条第1項第2号該当 3 条例第6条第1項第3号該当 ※いずれか番号に○印をしてください。				
条例第7条第1項第2号該当の内訳						
減免申請の額等		1 免除		2 減額申請の額		円
申請年月日		年 月 日				
申請者	住所					
	氏名			火葬物件との関係		

美咲町長 様

美咲町指令第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

美咲町長

火葬場使用料減免承認(不承認)通知書

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった火葬場使用料の減免について、下記のとおり承認(不承認)します。

記

- 1 使用区分
- 2 使用料 _____ 円
- 3 減免する使用料 _____ 円
- 4 減免後の使用料 _____ 円
- 5 不承認の理由

(教示)

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、美咲町長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、美咲町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において美咲町を代表する者は、美咲町長です。ただし、当該異議申立てに対する決定の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第13条関係)

年 月 日

美咲町長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

火葬場使用料還付申請書

下記のとおり、火葬場使用料の還付を申請します。

記

- 1 使用区分
- 2 納付した使用料 _____ 円
- 3 使用許可年月日 _____ 円
- 4 使用料の納付日 _____ 円
- 5 申請の理由

美咲町指令第 号
年 月 日

様

美咲町長

火葬場使用料還付決定(否決)通知書

年 月 日付けで申請のあった火葬場使用料の還付について、下記のとおり決定(否決)します。

記

- 1 使用区分
- 2 納付された使用料 _____ 円
- 3 還付する使用料 _____ 円
- 4 否決の理由

(教示)

1 異議申立てについて

この決定に対して不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、美咲町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定についての取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美咲町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において美咲町を代表する者は、美咲町長です。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

美咲町長 へ

遺族及び関係者代表

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

遺骨処理申出書

この度、美咲町営火葬場を使用し火葬を実施した死体又は死産児・その他について、美咲町営火葬場設置及び管理に関する条例第4条に基づく遺骨の処理ができないため、美咲町営火葬場の管理及び運営に関する条例施行規則第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり処理を申し出ます。

なお、遺骨の処理について、遺族及び関係者一同、一切の異議申し立ては行いません。

記

使用区分	1. 死体 2. 死産児・その他		町	内・外
物件内訳	死体	氏名	性別	男・女
		生年月日		
		住所		
	死産児・その他	1. 死産児 2. その他 ()		
火葬場使用日時	年 月 日 午前・後 時 分			
必要な処理	1. 焼き切り処理 2. 残骨灰と同様の処理 3. その他 ()			

※焼き切り処理とは、火葬場でご遺骨を残さず火葬してしまう方法です。

残骨灰と同様の処理とは、ご遺骨を他の残骨灰と一緒に処理業者へ依頼し処理を行う方法です。

様式第8号（第16条関係）

年 月 日

美咲町長 あて

遺族及び関係者代表

申請者 住 所

氏 名

連 絡 先

分 骨 証 明 申 請 書

次のとおり申請しますので、証明願います。

なお、遺族及び関係者一同、分骨に関する一切の異議申し立ては行いません。

記

使用区分		1. 死体	2. 死産児・その他	町	内・外
死 亡 者	本 籍				
	住 所				
	氏 名			性 別	男 ・ 女
	死亡年月日				
	火葬場所	美咲町原田1992番地1 美咲町営火葬場			
	火葬年月日	年 月 日			
分骨の理由					
分骨(納骨)予定年月日					
分骨(納骨)予定場所					
※埋火葬許可証を添付して申請すること。					

年 月 日

美咲町長

分骨証明書

下記に係る遺骨は、美咲町営火葬場で火葬後に分骨された焼骨であることを証明します。

（火葬終了日時 年 月 日 時 分）

記

使用区分		1. 死体 2. 死産児・その他		町	内・外
死者	本籍				
	住所				
	氏名		性別	男・女	
	死亡年月日				
	火葬場所	美咲町原田1992番地1 美咲町営火葬場			
分骨の理由					
分骨(納骨)予定年月日					
分骨(納骨)予定場所					